算式の符号 A　地方財政法施行令第15条第１項第１号に掲げる額 B　当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第15条第２項に規定する負債（繰延収益を除く。）の額 C　当該年度の前年度の営業収益の額及び営業外収益の額の合算額から営業費用の額及び営業外費用の額の合算額を控除した額 D　事業の区分ごとに当該企業の資産の残存耐用年数に相当する年数として総務大臣が定める年数 ［三～五　略］ ［２・３　略］	算式の符号 A　地方財政法施行令第15条第１項第１号に掲げる額 B　当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第15条第２項に規定する負債（繰延収益を除く。）の額 C　当該年度の前年度の営業収益の額及び営業外収益の額の合算額から営業費用の額及び営業外費用の額の合算額を控除した額 D　事業の区分ごとに当該企業の資産の残存耐用年数に相当する年数として総務大臣が定める年数 ［三～五　同上］ ［２・３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。